

茨木市障害者差別解消支援協議会（協議会）について

1 協議会の設置趣旨

障害者差別解消法第17条第1項の規定に基づき、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する関係機関が行う、障害を理由とする差別に関する相談や、相談事例を踏まえた差別を解消するための取組みを、効果的かつ円滑に行うためのネットワークとして協議会を設置します。

障害者差別解消支援協議会とは・・・

「障害を理由とする差別に関する相談」や

「相談事例を踏まえた差別解消の取組み」を

効果的かつ円滑に行うための関係機関のネットワーク

本市においては、協議会の設置を、平成30年4月から施行の「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に位置付けています。

「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」（抜粋）

（茨木市障害者差別解消支援協議会）

第14条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。）第17条第1項の規定に基づき、協議会を設置する。

2 協議会の運営について

協議会の運営は、協議会規則に基づいて行います。協議会では、次のような内容について協議します。

（1）関係機関等が対応した相談事例等の共有

相談事例などの共有により、協議会の構成機関等が障害を理由とする

さべつ い か しょうがいしゃさべつ かいしょう かん きょうつうにんしき も
差別（以下「障害者差別」といいます。）の解消に関する共通認識を持て
ちいきぜんたい そうだんたいおうりょく こうじょう
るとともに、地域全体の相談対応力の向上にもつな갑니다。

(2) 障害者差別の解消に役立つ取組みの共有・分析

しょうがいしゃさべつ お ちいき いま とりく じれい
障害者差別が起こらないような地域づくりのために、今までの取組み事例
あつ ないよう きょうゆう ぶんせき おお きかんとく しょうがいしゃさべつ かいしょう
を集め、内容を共有・分析し、より多くの機関等で障害者差別の解消の
とりく じっせん じれいしゅう さくせい はな あ
ための取組みが実践されるような事例集の作成などについて話し合います。

(3) 障害者差別に関する相談体制の整備

しょうがいしゃさべつ かん そうだんたいせい せいび
そうだん う まどぐち たいおう さ で そうだん う かいけつ
相談を受ける窓口によって対応に差が出ないように、相談を受けてから解決
めざ さい なが たいおう ほうほうとう はな あ
を目指す際の流れや、対応の方法等について話し合います。

(4) 障害者差別の解消のための取組みの周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

しょうがいしゃさべつ かいしょう とりく しゅうち はっしん しょうがいとくせい りかい
けんしゅう けいはつ
しょうがいしゃさべつ かいしょう ほう しゅうち しょうがいとくせい りかい
障害者差別を解消していくために、法の周知や障害特性の理解のため
けんしゅう けいはつ さべつ かいしょう とりく じれい はっしん はな あ
の研修・啓発、差別の解消のための取組み事例の発信について話し合
ます。

(5) 個別の相談事案に対する対応

こべつ そうだんじあん たい たいおう
きょうぎかい かつよう かいけつ むすか はな あ おこな
協議会を活用しなければ解決が難しいものについて、話し合いを行い、
じあん かいけつ あとお もうした ばあい しちょう ちと
事案の解決を後押しします。あっせんの申立てがあった場合、市長の求めに
おう おこな
応じて、あっせんを行います。

3 秘密保持義務について

しょうがいしゃさべつかいしょうほうおよびきょうぎかいきそく きょうぎかい じ む じゅうじ
障害者差別解消法及び協議会規則では、協議会の事務に従事する（した
ことがある）者に対し、協議会で知り得た秘密を漏らしてはいけない旨を定
もの たい きょうぎかい し え ひみつ も むね さだ
めています。個人や事業者の情報を取り扱うときには注意が必要です。
こじん じぎょうしや じょうほう と あつか ちゅうい ひつよう